解散公告

当法人は、平成二十六年二月二十一日開催の総会決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅一一二番地西原町役場内　特定非営利活動法人さわふじ

代表清算人　喜屋武光廣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

沖縄県中頭郡北谷町字浜川一五一番地

合同会社沖縄総合葬祭センター

代表清算人　伊波　健二

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

北海道中川郡幕別町札内北栄町二番地一二

幕別町札内北栄土地区画整理組合

代表清算人　尾藤　征司

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日長野県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

長野県茅野市塚原二丁目六番一号

茅野市土地開発公社

清算人　立石　良忠

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年三月三十一日北海道知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

室蘭市幸町一番二号

室蘭市土地開発公社

清算人　寺島　孝征

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年三月十七日世話人会の決議、総責任役員の同意並びに代表役員の承認により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

愛知県一宮市今伊勢町馬寄字山之小路三三番地

宗教法人神道権伊教会

清算人　永田　幸子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

大阪市淀川区三津屋中一丁目六番一号

財団法人ひかり保育園

代表清算人　末弘栄美子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年三月三日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

北海道名寄市西二条南三丁目一〇番地

医療法人社団岡崎内科

清算人　岡崎　賢子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月二日開催の理事会の決議及び平成二十六年三月三日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

北海道沙流郡日高町富川南四丁目二番四七号

医療法人社団富川駅前クリニック

清算人　谷井　広樹

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月二十八日松本市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

長野県松本市大字島内四五七三番一

松本市青島土地区画整理組合

代表清算人　山村　烈也

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月二十七日浜松市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

浜松市中区中央一丁目二番一号

浜松市井伊谷土地区画整理組合

清算人代表　山下　義勝

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日をもって鳥取県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

鳥取県米子市中町二〇番地

米子市土地開発公社

代表清算人　角　博明

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年三月二十五日埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

埼玉県羽生市東六丁目一五番地羽生市役所内

羽生市土地開発公社

清算人　齋藤　淳

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月十四日付け千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

千葉県富津市青木三丁目一八番地一五

富津市青木土地区画整理組合

清算人代表　森田　操

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

横浜市中区港町一丁目一番地

横浜市土地開発公社

清算人　富永　修

解散公告（第三回）

当法人は平成二十六年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十五日

神奈川県南足柄市矢倉沢九七一番地

農事組合法人金時農場

清算人　杉山　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県能美市粟生町リ一三五番地、最後の住所宮城県仙台市宮城野区白鳥一丁目一七番二三号　被相続人　亡　青木　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

宮城県仙台市宮城野区鶴ケ谷東三丁目五番一七号　相続財産管理人　井島　広樹